

雪処理担い手確保スキーム（基本的な仕組み）

1. 目的

県内では昨今、過疎・高齢化などに伴い地域の雪処理への対応力が低下、雪処理の担い手不足が課題となっている。このため、本スキームにより、市町村の自助・共助を基本とし地域防災力向上の推進を図るとともに、自ら雪処理が行えず助けを求める県民を速やかに覚知し、雪処理担い手など必要な支援を遅延なく投入し県民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 関係機関の役割

(1) 住民・企業等

「自らの雪は自らの責任と負担において処理する。」ことが基本であり、住民は屋根雪下ろしが高所危険作業であることを自覚し、必要な安全を確保の上無理のない雪処理対応を行う。

(2) 市町村

市町村は、降雪期までに除雪困難世帯の支援体制を構築する。

積雪が観測された場合は、所管の市町村建設業協会等と協力し雪処理対応の役割分担について調整を図るとともに、所管地域の雪処理対応について様々な手段を用い情報収集し、県と情報を共有する。

市町村の所管外からの応援を受けて行う雪処理対応調整についても市町村が主体的に行う。

(3) 県地域振興局

県地域振興局は、所管市町村内で雪処理対応が困難な場合には、各段階において本部体制を強化し、市町村が行う雪処理対応の調整について支援を行う。

また、情報連絡員を派遣し、市町村の支援ニーズを把握し必要な支援を行う。

(4) 県本庁

県本庁は、県内市町村や自ら収集した情報から雪処理対応の遅延を察知し、関係機関に情報を提供する。市町村内の既存雪処理体制を尊重しつつ、市町村、地域の求めに応じ遅延なく必要な雪処理対応に必要となるマンパワー等を確保し、提供する。

3. 雪処理担い手確保の仕組み

(1) 準備

県及び市町村は、降雪期を迎えるにあたり、県内の雪処理対応状況を的確に把握し、助けを求める県民の声を速やかに覚知するための態勢を構築する。

①除雪困難世帯を支援

市町村は、降雪期までに除雪困難世帯に対し民生委員等を通じ、各市町村の雪処理に関する助成制度等を周知、制度への登録等の支援を行うとともに、民生委員等に除雪困難世帯の降雪期の見守り、情報提供を依頼する。

②地域の情報収集体制を構築

市町村は、降雪期までに区長等に降積雪期における地域雪処理の対応状況について情報提供を依頼する。

③降積雪量を監視

県防災局防災企画課（以下「防災企画課」という。）は、降雪期までに指定した降積雪観測所のデータ提供について市町村に依頼し、12月初旬から降積雪量を監視する。

④雪害予防計画を周知

県総務管理部地域政策課（以下「地域政策課」という。）は、12月初旬までに雪害予防計画を策定し周知を図る。

⑤除雪困難世帯相談窓口を設置

市町村は、高齢者や要援護者などの除雪困難世帯を対象とした雪下ろしに関する相談窓口を開設する。

県福祉保健部福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）は、市町村が設置した雪下ろし相談窓口の連絡先、除雪困難世帯への支援、区長等の情報提供依頼などについて12月初旬に確認し、市町村の雪下ろし相談窓口連絡先を広報し、県民に周知する。

⑥雪下ろし支援休暇取得への配慮を呼び掛け

県産業労働観光部労政雇用課（以下「労政雇用課」という。）は、豪雪地域の親族宅等の雪下ろし作業のための休暇取得への配慮について、12月初旬に県内の経済団体等に呼び掛ける。

（2）情報収集

市町村及び県は、管内で積雪が観測された場合、情報収集を開始する。

「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」、「自衛隊災害派遣を望む声」などの地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合、覚知した機関は速やかに県防災局危機対策課（以下「危機対策課」という。）に報告する。

①パトロールを実施

市町村は、管内の降積雪状況に応じパトロールを行い、管内の屋根雪下ろしや除排雪の状況等の情報を収集する。地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

②民生委員・区長等及び住民から情報収集

市町村は、民生委員・区長等からの情報及び雪下ろし相談窓口寄せられた情報から、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。「業者の順番待ち」や「業

者の疲弊」等の地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

③建設業協会等と情報交換

市町村は、管内の降積雪状況に応じ、市町村の建設業協会等と電話・面談等により、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」等の地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

県土木部監理課（以下「監理課」という。）は、県内で積雪が観測された場合は、定期的に県建設業協会等と電話・面談等により、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」等の地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

④報道を注視

県知事政策局広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）は、県内で積雪を観測した場合は、報道を注視し雪処理対応の遅延・自衛隊災害派遣に関する報道について情報を収集する。「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」、「自衛隊災害派遣を望む声」等の地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

⑤雪処理対応遅延等の前兆覚知を情報提供

危機対策課は、関係機関から地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、県庁内関係課、全ての市町村及び県地域振興局企画振興部に情報を提供する。

（県庁内関係課）福祉保健課、監理課

（3）状況把握

地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、情報発信地の市町村及び同様の事象が懸念される市町村（以下「該当市町村」という）及び県は、地域全体の雪処理対応実態を把握し、関係機関と情報を共有する。

①遅延実態の把握

該当市町村は、該当市町村建設業協会・民生委員等から「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」の状況や協会内の調整状況を確認する。確認の結果、管内の雪処理対応遅延実態が判明した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

危機対策課は、該当市町村防災担当に雪処理対応の状況及び市町村建設業協会等の調整状況等を確認する。また、新潟地方气象台に今後の降積雪の見通しを確認する。

福祉保健課は、地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、該当市町村福祉担当に除雪困難世帯等の雪処理対応の状況を確認する。

監理課は、地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、県内地域機関に管内業者の雪処理対応の状況を確認する。また、県建設業協会等本部を通じ、各支部の「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」の状況を確認する。

②県情報連絡室を設置

危機対策課は、県情報連絡室を設置し県情報連絡室会議を開催する。また、県情報連絡室構成課が把握した雪処理対応の状況について情報の共有を図り、把握した情報を県危機管理監へ報告する。

県危機管理監は、報告をもとに地域内調整の必要性を判断する。

危機対策課は、把握した情報や県地域振興局内調整の必要性の有無等について県情報連絡室構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に提供する。

福祉保健課は、県本庁に県情報連絡室が設置された場合は、市町村に設置された雪下ろし相談窓口連絡先を再度広報し、県民へ周知徹底する。

(4) 調整STEP 1 (県地域振興局内で調整)

県は、雪処理対応について県地域振興局内の調整（以下「地域内調整」という。）が必要となった場合は、地域内調整が必要となった該各市町村を所管する県地域振興局（以下「該当地域振興局」という。）に県豪雪警戒地方本部を設置し、該各市町村（消防団を含む）・市町村建設業協会・県建設業協会支部などと協力し、雪処理対応の遅延解消に向けた該各市町村の調整などを支援する。

①県豪雪警戒本部を設置

県本庁は、降積雪等に起因して雪害が発生又は発生が予測され、知事又は県危機管理監が本部設置による警戒体制が必要と判断した場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪警戒本部」を設置する。

②県豪雪警戒地方本部を設置

雪処理対応について地域内調整が必要となった該当地域振興局は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪警戒地方本部」（本部名称：「〇〇地域振興局豪雪警戒本部」）を設置する。県豪雪警戒地方本部を設置した場合は速やかに県豪雪警戒本部（危機対策課）、該各市町村に報告する。

③情報連絡員を派遣

県豪雪警戒地方本部は、該各市町村の対策本部等に情報連絡員を派遣する。情報連絡員は、該各市町村への本庁関係課窓口となる他、該各市町村の雪処理対応における対応中の雰囲気、担当者等への聞き取り等から市町村支援ニーズを把握し、県豪雪警戒地方本部へ情報提供する。県豪雪警戒地方本部は必要な市町村支援を行うとともに県豪雪警戒本部（危機対策課）に情報を提供する。

④県建設業協会等で支部内調整

県豪雪警戒本部（監理課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場

合は、県豪雪警戒地方本部（地域整備部）に「応援可能な県建設業協会等支部内業者の調整」を依頼する。依頼を受けた県豪雪警戒地方本部（地域整備部）は、県建設業協会等支部と該当市町村への応援業者の調整を行う。

⑤除雪ボランティア「スコープ」緊急派遣のニーズを確認

県豪雪警戒本部（地域政策課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場合は、該当市町村にスコープの緊急派遣（以下「緊急スコープ」という。）の必要性を確認する。派遣要請の有無を確認後、緊急スコープのメンバーを招集の上、該当市町村や県豪雪警戒地方本部と協力し派遣調整を行う。

⑥所管消防団の出動を検討

該当市町村は、地域内調整が必要となった場合は、雪処理対応への所管消防団の出動について検討する。所管消防団の出動に際しては、県豪雪警戒地方本部と協力し役割分担等の派遣調整を行う。

⑦地域疲弊状況を把握

該当市町村は、地域内調整が必要となった場合は、区長等から「一般世帯の疲弊」の状況を確認する。確認の結果、一般世帯の疲弊状況が確認された場合は、該当市町村建設業協会等又は県建設業協会支部等と調整し、対応業者斡旋のための連絡先を広報するとともに速やかに県豪雪警戒本部（危機対策課）と県豪雪警戒地方本部に報告する。

⑧役割分担を調整

該当市町村は、所管消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び緊急スコープなどと協力し、雪処理対応における遅延解消のため役割分担の調整を行う。

県豪雪警戒地方本部は、該当市町村が行う調整について助言や必要な支援を行う。なお、調整に際しては、気象予測等により異なるが概ね5日間程度での雪処理完了を目途とした役割分担を考慮する。

⑨調整結果を報告・情報共有

県豪雪警戒地方本部は、地域内調整の結果について県豪雪警戒本部（危機対策課）に報告する。

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、県危機管理監に報告するとともに、把握した情報や県内広域調整の必要性の有無等について県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に提供する。

⑩積雪深の注視

県豪雪警戒本部（防災企画課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場合は、市町村の積雪深を注視し、県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報を提供する。

⑪自衛隊情報連絡員派遣を依頼

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となっ

た場合は、陸上自衛隊第30普通科連隊第3科、第5施設群第3科もしくは第12旅団第3部防衛班または第2普通科連隊第3科に情報連絡員の派遣を依頼するとともに雪処理対応の遅延状況について情報を共有する。

⑫調整後も注視

該当市町村および県豪雪警戒地方本部は、地域内調整により対応可能と判断された後も地域の雪処理対応状況を注視し、遅延解消が見込まれないと判断される場合は、県豪雪警戒本部（危機対策課）を通じ県危機管理監に報告する。

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、把握した情報や県内広域調整の必要性の有無等について県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に提供する。

（5）調整STEP2（県内で広域的に調整）

県は、雪処理対応について県内の広域的な調整（以下「広域調整」という。）が必要となった場合は、該当地域振興局に豪雪対策地方本部を設置し、該当市町村消防団、消防団の広域応援・市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び本部、ボランティア団体等と協力し、雪処理対応の遅延解消に向け市町村が行う調整を支援する。

①県豪雪対策本部を設置

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、複数市町村で著しい雪害が発生又は発生が予測され、知事又は県危機管理監が必要と判断した場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪対策本部」を設置する。

②県豪雪対策地方本部の設置

県豪雪警戒地方本部は、広域調整が必要となった場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪対策地方本部」（本部名称：「〇〇地域振興局豪雪対策本部」）を設置する。県豪雪対策地方本部を設置した場合は、速やかに県豪雪対策本部（危機対策課）及び該当市町村に報告する。

③情報連絡員を派遣

県豪雪対策地方本部は、該当市町村の対策本部等に情報連絡員を派遣する。情報連絡員は、該当市町村への本庁関係課窓口となる他、該当市町村の雪処理対応における対応中の雰囲気、担当者等への聞き取り等から市町村支援ニーズを把握し、県豪雪対策地方本部へ情報提供する。県豪雪対策地方本部は必要な市町村支援を行うとともに県豪雪対策本部（危機対策課）に情報を提供する。

④県建設業協会等で支部間調整

該当市町村は、県豪雪対策地方本部と連携を密にし、広域応援の要請が必要と判断した場合は、別紙1の雪処理広域応援要請書の要請事項等を記入の上、県豪雪対策地方本部（地域整備部）へ要請する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、要請の内容を該当県建設業協会等支部及

び県豪雪対策本部（監理課）に伝達する。

県豪雪対策本部（監理課）は、県豪雪対策地方本部（地域整備部）から要請の内容を伝達された場合は、県建設業協会等本部に「協会支部間における応援可能な業者調整」を依頼する。

県建設業協会等本部は、応援可能な同協会支部及び業者が決まり次第、別紙1の雪処理広域応援要請書の回答事項等を記入の上、県豪雪対策本部（監理課）に回答する。

県豪雪対策本部（監理課）は、県豪雪対策地方本部（地域整備部）に要請の回答内容を伝達する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、該当県建設業協会等支部、該当市町村及び県豪雪対策本部（危機対策課）に調整結果を伝達する。

該当市町村は、応援業者に応援業務の詳細内容等を連絡確認の上、作業を依頼する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、県建設業協会等支部及び本部と該当市町村への応援業者の調整を行う。

⑤消防団の広域応援を要請

該当市町村は、広域調整が必要となった場合は、県豪雪対策本部（防災局消防課（以下「消防課」という。））に雪処理対応への消防団の広域応援を要請する。

要請を受けた県豪雪対策本部（消防課）は、応援可能消防団を把握し、該当市町村、県豪雪対策地方本部と他市町村消防団の派遣調整を行う。

⑥ボランティアセンターを設置・ボランティアを募集

県豪雪対策本部（県民生活・環境部県民生活課（以下「県民生活課」という。））は、広域調整が必要となった場合は、該当市町村社会福祉協議会にボランティアセンターの設置、ボランティア募集を依頼する。

ボランティアセンターは、市町村、県豪雪対策地方本部と協力しボランティアの派遣調整を行う。

⑦雪下ろし支援休暇取得への配慮を呼び掛け

県豪雪対策本部（労政雇用課）は、広域調整が必要となった場合は、豪雪地域の親戚宅等の雪下ろし作業のための休暇取得への配慮を県内の経済団体に今一度協力呼び掛ける。

⑧除雪用建設機械手配を支援

県豪雪対策本部（危機対策課）は、災害救助法が適用された該当市町村から除雪用建設機械に係る支援要請があった場合は、必要に応じその確保支援を行う。

⑨役割分担を調整

該当市町村は、所管消防団、応援消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び本部、緊急スコープ、災害ボランティアなどと協力し、雪処理対応におけ

る遅延解消のため役割分担の調整を行う。

県豪雪対策地方本部は、該当市町村が行う調整について助言や必要な支援を行う。なお、調整に際しては、気象予測等により異なるが概ね5日間程度での雪処理完了を目途とした役割分担を考慮する。

県豪雪対策本部（危機対策課）は、テレビ会議システムの活用などにより該当市町村の行う役割分担の調整を豪雪対策地方本部とともに支援する。この際、陸上自衛隊第30普通科連隊、第5施設群もしくは第12旅団又は第2普通科連隊から派遣された情報連絡員に同席を依頼する。

⑩調整結果を報告・情報共有

県豪雪対策地方本部は、地域内調整の結果について県豪雪対策本部（危機対策課）に報告する。県豪雪対策本部（危機対策課）は、県危機管理監に報告するとともに、把握した情報や自衛隊災害派遣の必要性等について県豪雪対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に提供する。

⑪調整後も注視

該当市町村および県豪雪対策地方本部は、広域調整により対応可能と判断された後も地域の雪処理対応状況を注視し、遅延解消が見込まれないと判断される場合は、県豪雪対策本部（危機対策課）を通じて県危機管理監に報告する。

県豪雪対策本部（危機対策課）は、把握した情報や自衛隊災害派遣の必要性等について県豪雪対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に提供する。

4. 自衛隊災害派遣の要請

県は、広域的な調整でも対応が困難と判断される場合は、自衛隊災害派遣部隊を含め、現地での雪処理対応の遅延解消に向け最終調整を行う。

①自衛隊災害派遣を要請

該当市町村は、県豪雪対策本部（危機対策課）を通じ、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

知事（危機対策課）は、陸上自衛隊第30普通科連隊長、第5施設群長もしくは第12旅団長に自衛隊の災害派遣を要請する。

②県豪雪災害対策本部及び県豪雪災害対策地方本部を設置

県豪雪対策本部（危機対策課）は、自衛隊災害派遣を要請した場合は、県本庁に災害対策基本法に基づく「県豪雪災害対策本部」及び該当振興局に地域防災計画に基づく「県豪雪災害対策地方本部」（本部名称：「〇〇地域振興局豪雪災害対策本部」）を設置する。

③除雪業務を優先

県豪雪災害対策本部（監理課）は、自衛隊災害派遣要請が行われた場合は、県建設業協会等に“市町村及び住民等からの要請を受けて行う除雪業務の優先”につい

て依頼する。

④現地で最終調整

県豪雪災害対策本部（危機対策課）は、自衛隊災害派遣を要請した場合は、該当市町村の災害対策本部等に関係機関を招集する。

（関係機関）市町村、自衛隊情報連絡員、市町村消防団、応援消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部、ボランティアセンター、県豪雪災害対策地方本部、県豪雪災害対策本部（危機対策課）、緊急スコープ（地域政策課）

該当市町村は、関係機関の雪下ろし対応の役割分担を調整する。

県豪雪災害対策地方本部及び県豪雪災害対策本部（危機対策課）は該当市町村が行う調整を支援する。

県豪雪災害対策本部（危機対策課）は、最終調整の状況について、県豪雪災害対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報を提供する。

⑤調整後も注視

該当市町村および県豪雪対策地方本部は、最終調整後も当該地域の雪処理対応状況を常に注視し、県豪雪災害対策本部（危機対策課）に報告する。

5. その他

本スキームでの対応の不備等が確認された場合は、その都度修正を行うものとする。